

日田市規則第5号

日田市における大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

日田市長 椋野 美智子

日田市における大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

日田市における大分県屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(定期点検)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 大分県条例第13条の2第2項の規則で定める者は、<u>次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>第14条第3項各号に掲げる者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者のほか、大分県条例第13条の2第2項に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有するものとして知事が定める者</u></p>	<p>(定期点検)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 大分県条例第13条の2第2項の規則で定める者は、<u>第11条第3項各号</u>に掲げる者とする。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。